

(厚生労働委員会)

介護保険法施行法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、介護保険法の施行の日前に市町村の措置により特別養護老人ホームに入所した低所得者に対して、経過的に講じられている利用者負担の軽減措置の期間を五年間延長しようとするものである。

なお、この法律は平成十七年四月一日から施行する。